

27 日獣発第 289 号

平成 28 年 1 月 6 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する 省令の施行について

このことについて、平成 27 年 12 月 18 日付け 27 消安第 4253 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」（平成 27 年農林水産省令第 84 号）を平成 27 年 12 月 18 日に公布し、次の事項について改正を行った旨情報を提供するものです。

- ① 農薬アラクロール、アルジカルブ及びフェンチオンの残留基準値の見直しとともに、アルジカルブの残留基準値については、アルジカルブ及びその代謝物の総和として運用
- ② 新たに農薬イマザピル及びイマザピックの残留基準値の設定
- ③ 改正省令は公布日から施行されるが、一部改正については 6 カ月後（平成 28 年 6 月 18 日）から施行

つきましては、以上について、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

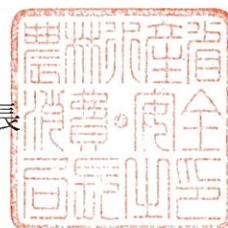
日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

27消安第4253号
平成27年12月18日

公益社団法人日本獣医師会会長理事 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の
施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第84号）が平成27年12月18日付けで公布され、このことについて別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



(別添)

写

27消安第4253号
平成27年12月18日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第84号）が平成27年12月18日付けで公布されましたので、本改正内容について、下記事項に留意の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

1 省令改正の概要

飼料中の残留農薬については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく畜産物の残留基準を遵守するため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）において主要な飼料原料を対象に残留基準値が定められている。

今般、同省令を改正し、アラクロール、アルジカルブ、イマザピック、イマザピル及びフェンチオンの残留基準値を別紙のとおりとする。

2 施行期日

改正省令は、公布の日（平成27年12月18日）から施行する（改正省令第1条関係）。ただし、アラクロールのとうもろこし、マイロ及び牧草の残留基準値並びにイマザピック及びイマザピルの残留基準値の改正については、公布日の6箇月後から施行する（改正省令第2条関係）。

3 運用上の留意点

今般の改正に伴い、アルジカルブの残留基準値の運用については、コーデックス委員会が示す国際基準に準拠し、アルジカルブ、代謝物アルジカルブスルホンをアルジカルブ含量に換算したものと及び代謝物アルジカルブスルホキシドをアルジカルブ含量に換算したものの総和とすることとする。

なお、この運用は、本通知の6箇月後から適用する。

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表第1 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～ス (略) セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。			別表第1 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～ス (略) セ 次の表の第1欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アラクロール	えん麦 とうもろこし マイロ 牧草	0.1mg/kg <u>0.02mg/kg</u> <u>0.05mg/kg</u> 0.05mg/kg	アラクロール	えん麦 <u>大麦</u> とうもろこし マイロ <u>ライ麦</u> 牧草	0.1mg/kg <u>0.05mg/kg</u> <u>0.2mg/kg</u> <u>0.1mg/kg</u> <u>0.05mg/kg</u> 3mg/kg
アルジカルブ	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ 牧草	0.2mg/kg 0.02mg/kg 0.02mg/kg 0.05mg/kg 0.2mg/kg 1mg/kg	アルジカルブ	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ <u>ライ麦</u> 牧草	0.2mg/kg 0.02mg/kg 0.02mg/kg 0.05mg/kg 0.2mg/kg <u>0.02mg/kg</u> 1mg/kg
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イソフェンホス	(略)	(略)
<u>イマザピック</u>	小麦 大豆 大豆油かす とうもろこし 牧草	0.05mg/kg 0.5mg/kg 0.5mg/kg 0.01mg/kg 3mg/kg
<u>イマザピル</u>	小麦 大豆 大豆油かす とうもろこし 牧草	0.05mg/kg 5mg/kg 7mg/kg 0.05mg/kg 30mg/kg
イミダクロプリド	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
フェノブカルブ	(略)	(略)
フェントエート	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

ソ～チ (略)
(2)～(5) (略)
2～5 (略)

イソフェンホス	(略)	(略)
イミダクロプリド	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
フェノブカルブ	(略)	(略)
<u>フェンチオン</u>	<u>とうもろこし</u>	<u>5mg/kg</u>
フェントエート	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

ソ～チ (略)
(2)～(5) (略)
2～5 (略)

○農林水産省令第八十四号
 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

農林水産大臣 森山 裕

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令
 第一条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の1のその表マクロロールの項中「大麦」を「0.05mg/kg」及び「ライ麦」を「0.05mg/kg」を配り、同表アルジカルブの項中「ライ麦」を「0.02mg/kg」を配り、同表インソルホスの項を削る。

第二条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を次のように改正する。

別表第一の1の1のその表マクロロールの項中「とうもろこし」を「0.02mg/kg」を配り、同表インソルホスの項の次に次のように定める。

「とうもろこし」 マクロ 牧草	0.02mg/kg 0.05mg/kg 0.05mg/kg	「とうもろこし」 マクロ 牧草	0.2mg/kg 0.1mg/kg 3mg/kg
「マツザビル」 小麦 大豆 大豆油かす とうもろこし 牧草	0.05mg/kg 0.5mg/kg 0.5mg/kg 0.01mg/kg 3mg/kg	「マツザビル」 小麦 大豆 大豆油かす とうもろこし 牧草	0.05mg/kg 5mg/kg 7mg/kg 0.05mg/kg 30mg/kg

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

事務連絡
平成27年12月18日

関係各位

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課 飼料安全基準班

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正の概要
- 農薬（アラクロール等）の残留基準値の改正 -

1. 飼料中の残留農薬については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において、その量を超えて飼料に含まれてはならない値（以下「残留基準値」という。）が定められています。
2. 今般、農薬5成分の残留基準値の設定及び見直しについて、農業資材審議会の上承を経て、本年12月18日に省令の一部を改正しました。
3. 改正の概要
 - (1) アラクロール、アルジカルブ及びフェンチオンの残留基準値を見直しました。また、アルジカルブの残留基準値については、アルジカルブ及びその代謝物の総和として運用することとしました。
 - (2) 新たにイマザピル及びイマザピックの残留基準値を設定しました。
 - (3) 改正省令は公布日から施行されますが、一部の改正については6か月後（平成28年6月18日）から施行されますのでご留意下さい。

<参考ホームページ>

農林水産省

- ・ 「飼料の安全関係」 <http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/index.html>
- ・ 農業資材審議会飼料分科会
（第37回） <http://www.maff.go.jp/j/council/sizai/siryou/37/index.html>
（第39回） <http://www.maff.go.jp/j/council/sizai/siryou/39/index.html>

(独)農林水産消費安全技術センター

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/r_safety/r_feeds_safetyj22.html

担当：畜水産安全管理課
飼料安全基準班 池田
TEL 03-3502-8111(内線 86068)